

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会  
フォローアップ報告書

2017年（平成29年）11月

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会

## 目 次

1. 本報告書作成の背景	1
2. 象牙取引に係る最近の国際的な動き	1
(1) 多数国間の動き	1
(2) 諸外国の動き	2
3. 日本国内における近年の象牙取引の状況	2
(1) 全形牙登録本数及び返納本数	2
(2) 象牙製品等に係る特定国際種事業の届出件数	4
(3) 象牙取引に係る種の保存法違反検挙件数	5
(4) 税関における象牙の差し止め状況	5
4. 官民による取組の進捗	6
(1) 「種の保存法」の改正	6
(2) 国内取引管理	7
(3) 輸出入管理	9
(4) 情報発信	9
(5) アフリカゾウ生息国における密猟対策支援	10
(6) 国内在庫把握	10
5. 今後の課題	11
6. まとめ	12
(1) 関係団体等との連携強化	12
(2) 官民協議会の責務	12

## 1. 本報告書作成の背景

近年、野生動植物の密猟や違法取引は増加・組織化し、種の保全のみならず、社会の大きな脅威となっている。野生動植物に係る犯罪は許しがたいものであり、撲滅に向け世界が一丸となってあらゆる努力を払うべきである。アフリカゾウの密猟及び象牙の違法取引は、野生動植物に係る犯罪の代表的なものであり、世界的な関心も高く、各国・団体が撲滅に向けて「ゼロ・トレランス（いかなる違反も許さない）」を明言し、さまざまな策をとっている。日本は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、ワシントン条約）の締約国会議で定められた手続きに従って認められた国際商取引（ワンオフ・セール）で過去に2回象牙を輸入している。当協議会は、日本が国内に象牙市場を持つ国としての責務を自覚し、アフリカゾウの密猟及び象牙の違法取引は決して許されるものではなく、今後とも断固として対処していく必要があるとの考えである。

このような中、「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」は、2016年5月、象牙<sup>1</sup>の国内取引の現状認識と課題を共有し、適切な制度運用を推進するための取組を検討することが必要であるとの認識の下、関係省庁のみならず、関係する企業、業界団体、NGO及び有識者が連携し、官民をあげて幅広い関係者の知見を結集し、象牙の取引に関する適切な制度運用をこれまで以上に徹底するとともに、国内外への情報発信など、様々な視点から、更なる取組を進めていくことを目的として設置された。

この取組の成果として、2016年9月、日本の象牙取引が一層適切に行われるよう、国内外の象牙取引の現状と当協議会に参加する機関（以下、参加機関）の今後の取組を報告書（以下、前回報告書）にまとめて国内外に向けて公表した<sup>2</sup>。各参加機関は責任を持ってそれらを実行し、結果をその先の取組に反映していくことが重要である。そのため、当協議会は今後の取組の実効性を上げるため、この1年間の取組についてフォローアップし、その結果を本報告書にまとめた。

## 2. 象牙取引に係る最近の国際的な動き

### （1）多数国間の動き

2016年9月24日～10月4日の間に、南アフリカ共和国のヨハネスブルグにおいて、ワシントン条約第17回締約国会議（以下、COP17）が開催された。当協議会参加機関からは、外務省、環境省及び経済産業省のほか、民間から日本象牙美術工芸組合連合会がCOP17に出席した。

---

<sup>1</sup> 象牙：本報告書では、全形牙（全形を保持している牙）、カットピース（分割牙）及び全形を保持していない加工品の総称をいう。

<sup>2</sup> 「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会報告書 ～象牙の取引に係る現状と今後の取組み～」（2016年9月）

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160916005/20160916005.html>

COP17 において、象牙取引に係る議題としては、米国及びケニアを始めとするアフリカ 10 か国から、それぞれ国内取引市場の閉鎖を求める決議案が提出された。これら 2 つの決議案について、我が国は、アフリカゾウの密猟や違法取引の撲滅は締約国が取り組むべき喫緊の課題との共通認識に立ち、種の存続を脅かさない商業取引は、種や生態系の保全、地域社会の発展に貢献しうる（いわゆる、持続可能な利用）との考え方の下、議論に建設的に参加した。

上記の 2 つの決議案はまとめて議論されることとなり、その結果、閉鎖されるべきは密猟や違法取引につながる国内市場であるといった、我が国のみならず米国も含む複数の締約国の意見が反映された修正が施された単一の決議（既存の決議を一部改正する形式のもの）が全会一致で採択された<sup>3</sup>。

## （2）諸外国の動き

2015 年 9 月、米中首脳間でほぼ全面的な象牙の輸出入の禁止及び象牙の国内商取引の禁止を目指すことが合意された。米国では、2016 年 7 月に改正絶滅危惧種法が施行され、象牙の州際間取引をアンティーク品や一定量以下の象牙を含む製品に制限する等の規制が導入された。中国は 2017 年末までの象牙の国内取引市場閉鎖に向け、2017 年 3 月末に一部の事業者の取引を先行して禁止している。こうした中、その規模は縮小傾向にあるとは言え、国内市場を有している日本の象牙取引の状況、違法取引の排除等に向けた取組等に対しては、引き続き国際的に関心が寄せられている。

## 3. 日本国内における近年の象牙取引の状況

日本の象牙市場の規模は、1989 年の象牙の国際取引全面禁止等をきっかけに、現在まで縮小を続けていると考えられる<sup>4</sup>。2017 年 7 月に日本の大手プラットフォーム提供事業者が同社の通販サイトにおける象牙の取扱いを中止し、また、大手流通業者は 2020 年 3 月までに象牙の取扱いを全て中止することとしている。これらの象牙を取り扱う場の減少が日本の国内市場の一層の縮小につながる可能性がある。

### （1）全形牙登録本数及び返納本数

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、種の保存法）に基づき、全形牙の譲渡し等は原則禁止されている。全形牙のうち、ワシントン条約で規制される前に取得されたもの等は環境大臣の登録を受け、交付された登録票とともに譲渡し等ができる（所持しているだけであれば登

<sup>3</sup> 採択された「ゾウ標本の取引に関する決議」

<https://cites.org/sites/default/files/document/E-Res-10-10-R17.pdf>

<sup>4</sup> トラフィック (2016) 「Setting Suns : 日本における象牙および犀角の市場縮小の歴史」  
([http://www.trafficj.org/publication/16\\_Setting\\_Suns\\_Summary\\_JP.pdf](http://www.trafficj.org/publication/16_Setting_Suns_Summary_JP.pdf))

録は必要ではない。)。また、全形牙を分割しカットピースにした場合等、登録票に係る全形牙を占有しないこととなったときはその登録票を返納する義務がある。

日本がワシントン条約の締約国となって以降、象牙の国際取引禁止までの期間（1981～1989年）に、約2,006トンの全形牙が輸入されている。その後、1999年及び2009年の2回、ワシントン条約の締約国会議で定められた手続きに従って特別に認められた国際商取引（ワンオフ・セール）の際に約89トンが輸入され、これらは全て速やかに登録された。一方、全形牙の登録制度が始まってから2016年末まで（1995～2016年）に登録された全形牙の重量は、累積約321トンと輸入量に比して小さい。この状況から、一定量の未登録の全形牙が国内に存在していると考えられる。

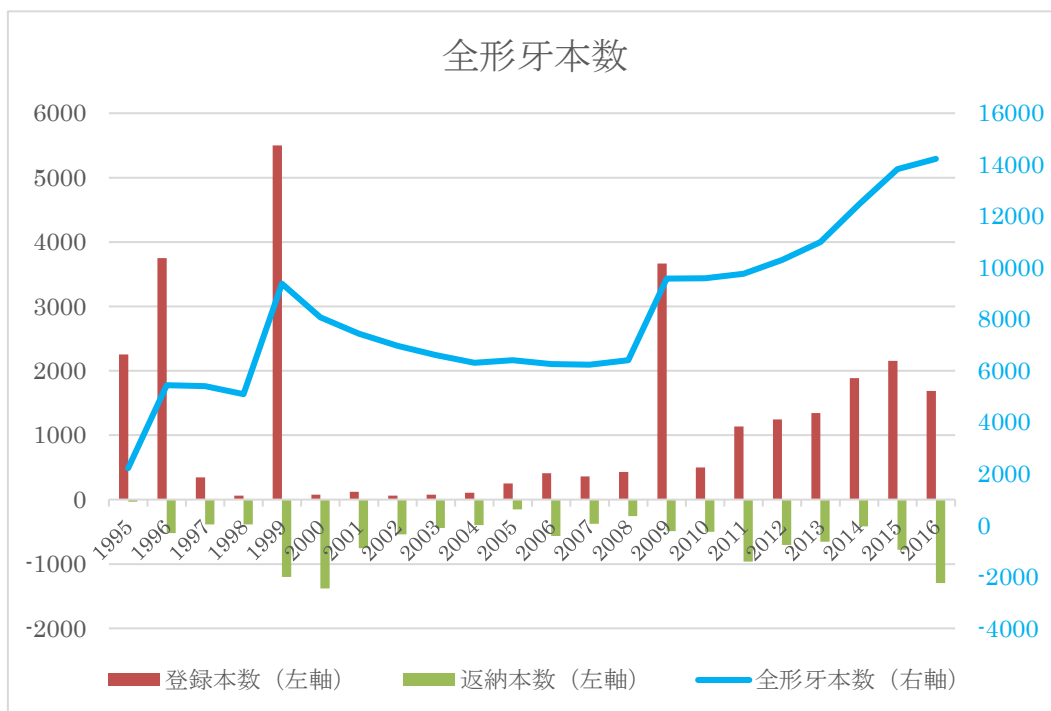
これらの国際取引が禁止される以前に日本に持ち込まれた全形牙が順次登録されていく状況にあるため、現在でも全形牙の登録が継続している。近年、全形牙の登録量が増加しているが、日本国内に大量の全形牙が違法に持ち込まれていることを示唆する事案やデータもないことから、過去に合法に持ち込まれた全形牙の登録が増加したものと考えられ、登録増加の背景としては、登録制度の周知、報道（未登録象牙の違法取引の摘発等）による関心の高まり及び全形牙所有者の高齢化に伴う資産処分や相続した全形牙の譲渡し等が考えられる<sup>5</sup>。

返納数は上記の過去2回のワンオフ・セールによる輸入後に増加しており、事業者による消費が要因と考えられる。2016年の返納数の増加は、同年にCOP17が開催されたことに伴う報道の増加や当局による立入検査の強化、手続制度の周知によるものと推察される。

---

<sup>5</sup> 第66回ワシントン条約常設委員会提出文書「日本のアフリカゾウ保全及び象牙取引についての見解」

([http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki/SC66\\_View\\_of\\_Japan\\_regarding\\_conservation\\_of\\_African\\_elephants\\_and\\_trade\\_in\\_ivory\\_JP.pdf](http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki/SC66_View_of_Japan_regarding_conservation_of_African_elephants_and_trade_in_ivory_JP.pdf))



※各年末時点集計

## (2) 象牙製品等<sup>6</sup>に係る特定国際種事業の届出件数

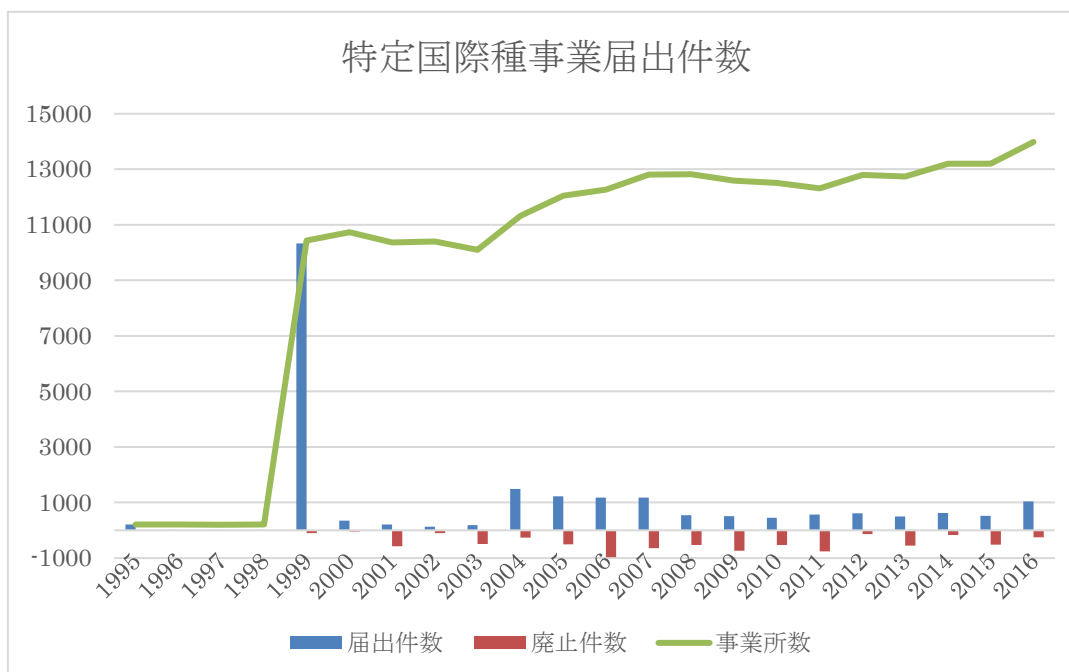
現行の種の保存法においては、象牙製品等の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び経済産業大臣に届出を行い、特定国際種事業者となる義務がある。製品の一部として象牙を使用する製品（例：楽器）を取り扱う事業者も届出をする必要があり、全ての特定国際種事業者が象牙製品等のみを扱っているわけではなく、取扱量が大きくない事業者もある。

種の保存法に基づく届出制は、1995年、一定の大きさ以上のカットピース<sup>7</sup>の譲渡し等を行う者を対象として始まり、1999年、届出の対象としていたカットピースの大きさの要件を廃止し、象牙を原材料として製造された印章等（印章として製造する過程のものを含む。）の譲渡し等を行う者にも届出の対象を広げたため、届出件数は増加した。さらに2004年、象牙製品等の譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者全てが届出の対象となり、届出済件数は現在まで増加傾向にある。ただし、実質的に廃業しても廃止届を提出していない事業者も多数存在すると考えられることに留意が必要である。（このような事業者は、種の保存法改正による事業登録制（後掲）が施行された後は、事業者登録簿から削除されることとなる。）

<sup>6</sup> 象牙製品等：本報告書では、全形を保持していない加工品とカットピース（分割牙）をいう（種の保存法第12条第1項第3号で規定される「特定器官等」を指す。）。

<sup>7</sup> 1999年までの種の保存法施行令第5条の3は、重量が1キログラム以上、最大寸法が20センチメートル以上であり、かつ、加工品でないことと規定されていた。

なお、2016年の届出件数の増加は、COP17の開催等により事業者の関心が高まったことや、古物業界に対する周知（後掲）等により法制度がより周知されたこと等によるものと考えられる。



※各年末時点集計

### (3) 象牙取引に係る種の保存法違反検挙事件数

近年の種の保存法に違反する象牙取引に係る検挙事件数の増加は、象牙取引に係る国内外の関心の高まりに応じて捜査の端緒情報の提供が増えたことが一因と考えられる。

なお、いずれも密輸出入と認められる事犯ではなかった。

	2013年	2014年	2015年	2016年
検挙事件数	1	1	3	6

出所：警察庁（統計は2013年開始）

### (4) 税関における象牙の差し止め状況

日本の税関における近年の象牙及び象牙製品の差し止め件数は年間数件程度で推移しており、2016年においては輸入が8件（半加工品383個、加工品182個）、輸出が0件であった。差し止め物品は国際郵便物や航空旅客の携帯品であり、小型の象牙製品が中心であるなど、日本において大規模な象牙及び象牙製品の密輸出入は確認されていない。

なお、下記4.のように、国内市場の管理や水際対策の強化を進めている。こうした中で、犯罪組織等が摘発のリスクを負い、輸送コストをかけてまで日

本に密猟由来の象牙を密輸入することは考えにくく、現に犯罪組織等がこうした象牙を日本に密輸入して、それらを合法的な象牙であると偽って第三国に輸出（いわゆる密猟象牙の「ロンダリング」）している摘発事例はない。

#### 4. 官民による取組の進捗

この一年、当協議会の参加機関は上記2. で述べた国際的な動きも踏まえつつ、前回報告書公表後、種の保存法の改正や、前回報告書で表明した更なる取組を堅実に実施し、官民が一体となって共通の目標に挑んできた。前回報告書公表以降の各参加機関の取組とその結果は以下のとおりである。

##### (1) 「種の保存法」の改正〔環境省、経済産業省〕

象牙製品等については、個々の譲渡し等を規制する代わりに、譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者による特定国際種事業の届出が義務付けられている。未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現行の制度では、事業者が法令に違反する行為を行った場合でも、罰則に従って罰金を支払う等すれば事業を継続することができる。しかし、上記及びCOP17の結果も踏まえ、国内市場に対してさらに厳格な管理を行っていく必要がある状況を踏まえつつ、改正法案は2017年2月末に閣議決定され、同年4月～5月にかけて国会で審議された。

国会では国内市場の実態把握等の観点からNGOや学識経験者等参考人への質疑も行われ、国内市場の実態把握や現状認識の共有を図りつつ法案審議が行われ、改正法案は全会一致で可決・成立した。改正法は2017年6月2日に公布され、施行日は公布の日から1年以内の政令で定める日となっているため、遅くとも2018年6月1日までは施行される予定である。

特定国際種事業者のうち象牙製品等の譲渡し等の業務を行う者は、改正法では新たに特別国際種事業者となり、現行法と同様に取引の記録やその都度の在庫量について台帳記載の義務を課されるほか、新たに以下の事項が追加又は変更される。

##### ①事業登録制（5年毎の登録更新制）

現行の事業届出制を事業登録制に変更し、譲渡し等を伴う事業を営む場合にはそれを希望する者があらかじめ権限ある当局に対し登録申請し、その登録審査を受ける。登録の有効期間は5年間とし、更新の際は再度審査が必要となる。また、法令違反があつて当該事業者登録が取り消された場合、その後5年間は登録ができない。

##### ②事業者が占有する全形牙の登録義務

現行法では、全形牙を単に占有しているのみであれば個体登録は不要であるが、改正法では、上記の事業登録申請の際、現に事業者が占有してい



る全ての全形牙の個体登録が義務付けられる。

#### ③カットピース（分割牙）等の管理票作成義務

現行法では、各事業者が任意で行っていたカットピースの管理票（元の全形牙の登録番号等を記載するもの）の作成について、今後は一定の大きさ以上のカットピース等について、作成及び保存が義務付けられる。

#### ④陳列又は広告時の事業者登録番号の表示義務

事業登録がない事業者による違法な譲渡し等を防止し、事業者自身が適正な手続を経ている旨を示すため、象牙製品等の陳列又は広告の際に事業者登録番号の表示が義務付けられる。さらに、当該番号及び事業者名等が記載される事業者登録簿を環境大臣及び経済産業大臣が公表する。

#### ⑤罰則及び行政処分の強化

現行法では、個人が届出をせずに特定国際種事業を行った場合、最大でも 50 万円以下だった罰金が、改正法では、登録をせずに特別国際種事業を行った場合、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に引き上げられる（併科あり。）。さらに法人に対しては、届出をせずに特定国際種事業を行った場合、最大でも 50 万円以下だった罰金が、登録をせずに特別国際種事業を行った場合は、1 億円以下の罰金にまで引き上げられる（両罰規定あり。）。

加えて、行政処分については、違反者に対する特別国際種事業者登録の取消しが可能となり、現行法では最長 3 か月だった業務停止命令の期間が最長 6 か月に引き上げられる。

（上記の規定の詳細については、改正法の政令及び省令で今後定められることとなっている。）

今後、我が国の市場において象牙取引を適正に管理できない事業者に対しては、政府による厳正な法執行、事業者による自主的な取組の強化など、協議会の参加者がそれぞれの立場で最善を尽くし、市場から徹底的に排除していく。

## （2）国内取引管理

### ①特定国際種事業者の違反行為に対する厳正な対処 [環境省、経済産業省、警察庁]

環境省及び経済産業省は、種の保存法に定める特定国際種事業者に対し一層の法令遵守を確保するため、2016 年度は 50 事業所に立入検査を実施し（前年度 44 事業所）、種の保存法違反が認められた 3 事業者に対し、同法の規定に基づく行政処分（改善措置等の指示）を行い、公表した。なお、下記（ア）については、同法に基づく初の行政処分となった。

- (ア) 処分日 : 2016年9月2日  
被処分者 : 象牙製品製造事業者 (静岡県)
- (イ) 処分日 : 2017年3月17日  
被処分者 : 象牙製品製造事業者 (東京都)
- (ウ) 処分日 : 2017年8月25日  
被処分者 : 象牙製品小売事業者 (東京都)

上記(ア)の事案については、立入検査において無登録の全形牙の購入を確認したため警察に通報し、その後の捜査を経て立件、罰金刑が確定した。なお、上記3件はいずれも密輸入と認められる事犯ではなかった。

#### ②古物業界に対する周知 [環境省、経済産業省、警察庁]

古物業者においても、改めて種の保存法について周知する必要があると考えられたことから、2016年11月14日付で環境省及び経済産業省から警察庁を経由して、都道府県警察等関係部局並びに古物商及び質屋の全形牙及び象牙製品を扱う可能性のある事業者団体への象牙の国内取引管理制度の一層の周知及びチラシ等の配布を行った。

また、警察庁から全国古物商組合防犯協力会連合会等に周知を図るとともに、各都道府県警察に対して管内の象牙製品を取り扱う可能性のある古物商及び質屋に対する同制度の周知を依頼した。

なお、2017年3月、当協議会の目的に賛同した東京都古物商防犯協力会連合会及び全国質屋組合連合会が新たに当協議会に加わった。

#### ③象牙製品製造者団体による講習会 [日本象牙美術工芸組合連合会]

2017年1月27日、関係省庁及びNGOの協力の下、象牙を取り巻く国際状況に関する近年の国際的な議論についての認識を深めるとともに、象牙取引の一層の適正を確保するため、非会員も含めた製造事業者向けの制度講習会を開催し、全国から41事業者等(合計54名)が参加した。民間主導によるこのような講習会はこれまでになかったものであり、引き続き同様の取組を行っていく予定である。

#### ④全形を保持していない象牙製品に係る標章の一層の普及 [環境省、経済産業省]

全形を保持していない象牙製品の製造事業者は、種の保存法で定める認定機関(一般財団法人自然環境研究センター)に標章の申請を行うことができ、適正に入手された象牙から製造された製品であると認定された場合は、その旨を示す標章が交付される。

標章により、事業者は象牙製品の合法性を消費者等に示すことができるため、当協議会の参加機関でもある公益社団法人全日本印章業協会(会員

数約 1,200) 及び全国印判用品商工連合会 (同約 80) から、それぞれの会員に対して標章の一層の普及への協力依頼を通知した。

#### ⑤電子商取引における取引適正化の推進 [民間企業、環境省、経済産業省]

プラットフォーム提供事業者による出品者への啓発、出品ルール強化等の自主規制やパトロールの強化等により、大手インターネットショッピングモールにおける無届事業はほぼなくなったと考えられる。

環境省及び経済産業省においても、毎月、大手プラットフォーム提供事業者のインターネットサイトをモニタリングしており、届出がなく象牙製品等を販売している事業者や無登録の全形牙の出品が確認された場合には、直接商品の削除等を指示しているが、現在はほとんどない。

### (3) 輸出入管理

#### ①関係事業者及び一般旅行者等に対する周知徹底 [経済産業省、財務省]

国際郵便局、通関業界団体、国際物流業界団体、主要空港運営会社、主要港湾管理者及び小売事業業界団体に対して、象牙の輸出入禁止に関する通知文書を送付し、周知徹底するとともに、主要空港及び港湾においてポスターやデジタルサイネージにより一般旅行者に対する周知を行った。

#### ②他国の税関・輸出入管理当局との情報共有、取締強化 [経済産業省、財務省]

2017年4月、象牙等の密輸取締りに関する日中税関協力について、中国税関当局との協議を行った。日中両国間での協力の重要性を確認するとともに、日中両国税関間の協力と連携を強化していくこととなった。

2017年5月9日にワシントン条約日中管理当局会合を実施し、象牙取引についての両国の取組状況について情報交換するとともに、アジア地域の主要国として同条約を適切に実施するため、日中両国間で協力していく旨確認した。

#### ③外国為替及び外国貿易法の改正による輸出入管理強化 [経済産業省、財務省]

輸出入管理の実効性を担保すべく、2017年通常国会で外国為替及び外国貿易法が改正され、象牙を経済産業大臣の承認なく輸出入した場合、個人については現行500万円以下だった罰金が改正法では1000万円以下に、法人については現行500万円以下だった罰金が改正法では5億円以下に引き上げられた(両罰規定あり)。改正法は2017年5月24日に公布され、2017年10月1日に施行された。

### (4) 情報発信

#### ○当協議会の考え方、取引制度等に係る発信強化 [環境省、経済産業省、外

## 務省]

前回報告書の公表に当たっては、当協議会共同事務局による記者発表や在京の海外メディアへの報告書の提供を行った。これにより、当協議会の考え方や適正な象牙取引の推進に係る取組を広く発信できたものとする。

さらに、COP17 に際し、前回報告書の英文版<sup>8</sup>や我が国の象牙の国内取引制度の概要<sup>9</sup>を情報文書として登録し、それらはワシントン条約事務局のウェブサイトにも掲載された。それらの文書の内容を COP17 の場において外国政府やプレス等に対しても積極的に説明し、我が国の考え方につき理解を求めた。

種の保存法改正に関しては、和文<sup>10</sup>だけでなく英文<sup>11</sup>での情報発信も行っており、当協議会の活動等についても、引き続き、会合終了後、速やかに結果をウェブサイトにて和文及び英文で公表していく。

また、前回報告書には記載されていない取組として、以下の取組も行われた。

## **(5) アフリカゾウ生息国における密猟対策支援**

### ①ナミビア政府への密猟対策支援 [ヤフー株式会社]

2017年3月9日、ヤフー株式会社と国連開発計画（UNDP）ナミビア事務所は、同国最大級の規模を誇る最も有名な観光地のひとつ、エトーシャ国立公園の野生動物保護及び密猟防止活動の拡大を目的とした覚書に署名し、ヤフー株式会社は、同国立公園の密猟防止パトロールキャンプ建設のために500万円（約4万4000米ドル）を寄付した<sup>12</sup>。

### ②CITES のゾウ密猟監視プログラム [外務省]

2016年10月、我が国は、アフリカゾウの密猟及びその違法な象牙取引対策のために、CITES のゾウ密猟監視プログラム（MIKE）の下で、ジンバブエの戦略的密猟対策オペレーション・センターの整備のために、CITES 事務局経由で6万ドル（約680万円）の任意拠出を行った。同センター施設については、然るべき時期にジンバブエ当局に引き渡される予定である。

## **(6) 国内在庫把握 [環境省]**

国内市場の管理強化のため 2017年8月より全形牙の在庫把握キャンペーンを開始し在庫把握を進めていることを周知し、あわせて個人所有者に

<sup>8</sup> <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/InfDocs/E-CoP17-Inf-57.pdf>

<sup>9</sup> <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/InfDocs/E-CoP17-Inf-58.pdf>

<sup>10</sup>

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seizou/zouge\\_torihiki/pdf/004\\_01\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seizou/zouge_torihiki/pdf/004_01_00.pdf)

<sup>11</sup> <https://www.env.go.jp/en/nature/biodiv/zougetorihiki.html>

<sup>12</sup> <http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/pressreleases/2017/04/03/rba.html>

対し全形牙の種の保存法に基づく登録を呼びかけている。

## 5. 今後の課題

当協議会は、国内市場及び輸出入における象牙の取引の適正化を一層推進するため上記取組を積極的に実施してきた。しかしながら、より一層厳格な市場管理に万全を期すため、さらに下記の点についても検討を継続していく。

### ○事業者における関係法令の理解促進や法令遵守の徹底

種の保存法の改正によって、現行の事業届出制が事業登録制に変更され、登録には審査を伴うこととなり、また法令違反により事業者登録が取り消された場合の再登録に制限が設けられ罰則等も大幅に強化されている。このような法改正を関係する事業者に対して十分に周知するとともに、特に、当協議会参加 NGO から古物業者による法令不遵守の複数の事例が指摘されていることも踏まえ、法令遵守の徹底を図るため、啓発活動と法執行をより一層強化する必要がある。

### ○税関における水際管理の実効性

日本の税関における象牙の差し止め件数は年間数件程度で推移しており、日本側の税関においては大規模な密輸出入は確認されていないものの、各締約国が条約事務局に提出したワシントン条約ゾウ取引情報システム（ETIS）報告によると、2011年～2016年に日本から中国へ輸出された象牙が中国において差し止められる事例が100件以上確認されており、水際管理の実効性を一層高めることが重要である。そのために、前述のとおり、日中両国の税関間の協力と連携をさらに強化していくなど、輸出に対する水際管理の強化を進める必要がある。

### ○外国人に対する販売

特定国際種事業者が象牙製品等を国内において外国人に対し販売することは違法ではないが、当協議会参加 NGO からは外国人を主な対象として象牙製品等を販売している事業者の存在や、中国において国内象牙取引市場閉鎖に向けて動いていること等を背景として特に中国語を話す外国人による日本での買い付け事例が存在するとの指摘がなされている。我が国の輸出入管理制度を熟知していない外国人購入者が、適正な手続きを経ずに象牙製品等を国外に持ち出すことを未然に防ぐためには、啓発活動を通じた販売者及び購入者の双方の意識向上及び水際管理等における法執行の強化が必要である。

### ○電子商取引の場における違法取引取締りの実効性

プラットフォーム提供事業者による出品者への啓発、出品ルール強化等の自主規制やパトロールの強化等により、大手インターネットショッピングモールにおいては無届出事業者による出品等の違法事例は大幅に減少したと考えられる。

しかしながら、当協議会参加 NGO からは、最近は個人間の電子商取引の場において個人出品者と名乗りながらも象牙製品等を何度も出品する者が存在するとの指摘や、個人が海外で購入したと謳う象牙製品（小型のアクセサリ一等）の出品が指摘される状況で、こうした個人間の取引に対し、取引の合法性の証明が求められないことに対する懸念も示されている。こうした課題に対しても、政府による法執行の強化や、プラットフォーム提供事業者による違法取引の排除に向けた追加的な対策の実施や電子商取引の停止の検討等の自主的な対策強化によって取り組んでいくことが必要である。

## 6. まとめ

### (1) 関係団体等との連携強化

象牙は製品材料のひとつとして装身具、調度品、印章、楽器など多種多様な製品に加工又はパーツとして使用されている。そのため、製造・加工・流通の各段階や電子商取引事業者やプラットフォーム提供事業者を含めて多くの業界が象牙取引に少なからず関与していると考えられる。

当協議会は、それらの業界団体等に対しても、最近の象牙取引を巡る国際的な議論や動向について正確な情報を伝えていくとともに、国内市場における象牙の取引管理の必要性や重要性を共有していくため、それらの団体等との連携を強化し、双方の今後の具体的な行動につなげていく。その成果のひとつが、文化庁や全国邦楽器商工業組合連合会の当協議会への参加（2017年9月より）であった。

また、当協議会は、市場における適正な象牙取引を推進する観点からの検討を行う場であるため、必然的に民間からは業界団体の参加者が多くなっている。したがって、協議会の活動が事業者寄りの活動にならないよう、種の保存の観点から有識者等の意見を踏まえた対策を進めることが当協議会の活動の実効性や透明性を担保するためにも重要と考えられる。

### (2) 官民協議会の責務

我が国は、ETIS に基づく最新報告（2016年）において、密猟や違法取引された象牙の仕向地にはなっていないと評価されており、その後も大規模な象牙の密輸入は摘発されていない。

また、既述のとおり、今般の種の保存法改正により、国内市場における取引管理は強化され、罰則も大幅に引き上げられた。当協議会参加の民間事業者も法令遵守は当然のことながら、取引の一層の適正化を図るため、自発的かつ積極的に行動を起こしている。

しかしながら、COP17 において採択された決議や、上記 5. で述べたよう

な重要かつ早急な対応が求められる課題も踏まえ、かかる課題に万全の対策を講じるとともに、当協議会として、真摯に日本の象牙取引の管理に課題がないかどうかを検証し続け、課題が認識された場合には速やかに違法取引撲滅に向けた対応を検討し、実行する必要がある。

このために、当協議会は、今後も象牙取引の実態を精査し、取引を適正に管理できない事業者は市場から徹底的に排除されるようにしていく。また、問題が認められる取引形態についてはその取引の停止等も含めた方策を検討し、象牙取引の健全化を目指す。

これを通じて、国内に合法的な象牙市場を有している我が国として、ゾウを含む絶滅危惧種の保全を図るとのワシントン条約の目的の一層の達成に向けて、官民を挙げて最大限貢献する考えである。

## 適正な象牙取引の推進に関する官民協議会 参加機関一覧

※は共同事務局

### 【政府関係】

- ・警察庁生活安全局生活経済対策管理官
- ・外務省国際協力局地球環境課
- ・財務省関税局業務課
- ・文化庁文化財部美術学芸課
- ・経済産業省貿易経済協力局野生動植物貿易審査室
- ・経済産業省製造産業局生活製品課 ※
- ・環境省自然環境局野生生物課 ※

### 【民間関係】<sup>1)</sup>

- ・違法情報等対応連絡会（電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本ケーブルテレビ連盟）
- ・株式会社ディー・エヌ・エー
- ・KDDI コマースフォワード株式会社
- ・公益社団法人全日本印章業協会
- ・全国印判用品商工連合会
- ・全国質屋組合連合会
- ・全国邦楽器商工業組合連合会
- ・東京都古物商防犯協力会連合会
- ・日本象牙美術工芸組合連合会 ※
- ・ヤフー株式会社 ※

### 【野生生物取引監視 NGO】

- ・トラフィック<sup>2)</sup>

### 【有識者】

- ・岩手県立大学 金子与止男教授
- ・東京女子大学 石井信夫教授

---

1) 楽天株式会社は平成 29 年 7 月に象牙の取扱いを中止し、8 月に当協議会から離脱。

2) 厳格に管理された狭い例外を除く国内取引の停止を求める立場で当協議会に参加。